

## 国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!

マイナンバー制度が施行されたことに伴い、平成28年1月から国保の届出・申請の際にマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。マイナンバーを記載することにより一部届出の添付書類が不要になる場合があります。

### マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

マイナンバー制度（デジタル庁）：<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>

厚生労働分野での取扱い（厚生労働省）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>



### 〈マイナンバー（個人番号）の記載が必要な主な手続き〉

| ページ        | こんなとき                                          | マイナンバー（個人番号）の記載が必要な人                      |
|------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 国保の資格について  | p.4 国保に加入するとき                                  | ①加入する人 ②届出者<br>③同一世帯内に既に加加入者がいる場合は、その被保険者 |
|            | 国保を脱退するとき                                      | ①対象被保険者 ②届出者                              |
|            | 住所、氏名が変わったとき                                   |                                           |
|            | p.5 世帯主が変わったとき                                 | ①変更後の世帯主 ②届出者                             |
|            | 修学で他の市区町村へ転出するとき                               | ①対象被保険者 ②届出者                              |
|            | 施設に入所するため他の市区町村へ転出するとき                         |                                           |
|            | 資格確認書または資格情報のお知らせの紛失など再交付が必要なとき                |                                           |
| p.6        | 資格確認書または資格情報のお知らせの負担割合について、収入額による再判定の申請をするとき   | ①世帯主またはその世帯に属する被保険者 ②申請者                  |
| 国保で受けられる給付 | p.9<br>p.10 入院時食事・生活療養費の差額の申請をするとき             | ①対象被保険者 ②申請者                              |
| 高額療養費について  | p.13 高額療養費の申請をするとき                             | ①対象被保険者 ②申請者                              |
|            | p.15<br>p.16 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき | ①世帯主またはその世帯に属する被保険者 ②申請者                  |
|            | p.17 特定疾病療養受療証の申請をするとき                         | ①対象被保険者 ②申請者                              |
|            | p.18<br>p.19 高額介護合算療養費の申請をするとき                 | ①世帯主 ②基準日にその世帯に属する被保険者                    |
|            | 保険料の軽減について                                     | ①対象被保険者                                   |
|            | p.24 非自発的失業者に対する軽減の届出をするとき                     |                                           |
| p.24       | 出産する被保険者に対する軽減の届出をするとき                         | ①世帯主 ②対象被保険者                              |

・その他の手続きについては、各区役所保険年金課にお問い合わせください。

### 〈手続きに必要なもの〉

マイナンバー（個人番号）の記載が必要な手続きでは、他人のなりすましなどを防止するため、①番号の確認、②来庁者の身元（実存）の確認、③代理権の確認を行います。

各手続きに必要なもの（詳細は各ページ参照）と次の書類をお持ちください。



#### 手続きに必要なもの

- ①マイナンバー（個人番号）が必要な人の**番号確認書類**  
（マイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書※、マイナンバーの記載のある住民票の写し・住民票記載事項証明書）
- ②来庁者の**本人確認書類**  
（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真付住基カードの中から有効期限内のものを1つ）  
ない場合は、  
（資格確認書または資格情報のお知らせ、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署から発行された書類などで氏名と生年月日または住所が記載されているものの中から2つ）
- ③委任状（別世帯の人が手続きする場合）または登記事項証明書（成年後見人などが手続きする場合）。ない場合は、その他代理権を証明する書類

※マイナンバーの通知は、令和2年5月25日より「通知カード」を送付する方法から「個人番号通知書」を送付する方法に変わりました。

## 静岡市国保の年間カレンダー

国保に加入されている人へお送りする保険証や保険料納付通知書などの発送時期などについてお知らせします。時期はおおよその目安です。

### 年間スケジュール

保険料納付通知書および  
資格確認書等以外の通知は、  
該当する人に発送します。

4月

上旬

窓口延長・休日窓口開設  
※窓口開設期間はお問い合わせください。

下旬

特定健康診査受診券発送

6月

中旬

保険料納付通知書発送

7月

中旬

資格確認書または  
資格情報のお知らせ発送

8月

上旬

高額療養費  
自己負担限度額変更

中旬

所得申告書(当年度所得不明者)発送

11月

上旬

高額療養費(外来年間合算)  
支給申請のお知らせ発送

下旬

高額介護合算療養費  
支給申請のお知らせ発送

3月

中旬

所得申告書発送  
(所得不明者の翌年度保険料決定資料)

下旬

窓口延長・休日窓口開設(予定)

### 月間スケジュール

該当する人に  
発送や振込みをします。

中旬

- ・70～74歳の方の資格確認書または資格情報のお知らせ(翌月該当者分)発送
- ・国民健康保険料決定(更正)通知書発送
- ・高額療養費支給申請のお知らせ発送  
(翌月中旬までの受付分 → 翌々月15日頃振込み)

下旬

- ・療養費(補装具など)、食事差額などの振込み(25日頃)
- ・出産育児一時金、葬祭費などの振込み(月末日頃)

## 窓口が混んでいる時期

3月末～4月中旬

年度末・年度当初

毎月中旬～25日頃

高額療養費支給申請の  
お知らせ発送後

6月中旬～7月上旬頃

保険料納付通知書が  
発送された後

月初めおよび  
休日明けの開庁日

国保について  
しくみと資格

国保で受けられる給付  
いろいろな場合の給付

高額療養費について  
医療費が高額になった場合の給付

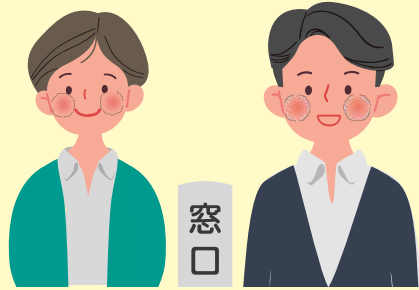
健康  
診査

保険料について  
静岡市国保の保険料

お知らせ

## 各区役所支所

次の施設でも国保の加入・脱退などの手続きができます。

|  | 国保の加入・脱退の届出、資格確認書または資格情報のお知らせの再交付の申請 | 健康診査受診券の交付申請 | 保険料納付書の交付 | 各種療養費の申請 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------|-----------|----------|
| <b>葵区役所 井川支所</b><br>静岡市葵区井川656番地の2<br>☎ (054)260-2211                             | △                                    | △            |           |          |
| <b>駿河区役所 長田支所</b><br>静岡市駿河区上川原13番1号(オーク長田内)<br>☎ (054)259-5522                    | △                                    | ○            |           |          |
| <b>清水区役所 蒲原支所</b><br>静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号<br>☎ (054)385-7780                        | ○                                    | ○            | ▲         | ○        |

△の施設では資格確認書または資格情報のお知らせ、保険料納付通知書および健康診査受診券の即日交付ができません。また、マイナンバーを利用し書類を省略することはできません。

▲の施設では保険料納付通知書の再交付はできません。各期別の納付書のみの交付となります。

## マイナ保険証を使うメリット



### ① より良い医療を受けることができる

今までに使ったお薬の情報や、過去の特定健診の結果を、本人の同意があれば医師や薬剤師さんなどと共有でき、正確なデータに基づく診療や薬の処方が受けられ、お薬の飲み合わせや、分量の調整がしやすくなります。マイナポータルで特定健診の情報や投薬履歴、受けた治療や医療費を確認できます。

### ② 救急現場でも使える

搬送中の適切な応急措置や病院の選定に活用されます。

### ③ 手続きなしで高額療養の限度額を超える支払いが免除される

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額以上の支払が不要になるので、急なケガや病気で、手術や入院が必要になった場合にも、安心して医療を受けることができます。

### ④ その他

- 就職・転職・引っ越しをしても健康保険証として使えます（加入手続きは必要です）
- 医療機関や薬局等で、カードリーダーの顔認証機能を使って、スムーズに受付が行えます。
- 確定申告の医療費控除が簡単にできます。